

日 時：令和8年3月18日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
新保委員、藤井委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第352回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は四つです。

議題1「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案について）」、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料に沿って御説明いたします。

本日お諮りするの、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」となります。個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しについては、令和5年11月の検討開始後、一連の検討、関係者との調整を経て、本年1月の委員会で「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」を決定いたしました。本方針を踏まえ、法改正により対処すべきと考える内容について、法律案の形で取りまとめました。

本日の資料は、内閣提出法案の一般的な例に倣い、要綱、法律案、理由、新旧対照表、参照条文のいわゆる「5点セット」にて、お諮りしています。

先に資料の構成を御説明しますと、最初の資料は法律案の要綱で、これは、法律案の概要を項目ごとに列記したものです。二つ目の資料が法律案の本体となる条文で、今回のような改正法案においては、改め文と呼びます。三つ目の資料が理由で、法律案を提出する理由をまとめたもの、四つ目の資料が新旧対照表で、本法律案による改正前後の条文を比較するもの、最後の資料が参照条文で、法律案で参照している条文を抄録したのとなっています。

具体的な内容についてですが、御紹介したとおり、資料が非常に大部にわたっておりますので、資料冒頭の要綱を基にその概要を説明いたします。

まず、この要綱の構成は、個人情報保護法の条文の順番等を踏まえて並べられており、1月の制度改正方針の順番とは異なっていますが、内容における差分はございません。すなわち、適正なデータ利活用の推進、リスクに適切に対応した規律、不適正利用等防止、規律遵守の実効性確保のための規律の四つの柱として整理した内容を、法律案の形で取りまとめています。

まず第1の1として、今回の改正において新たに規定する概念の定義として、「連絡可

能個人関連情報」、「統計作成等」、「特定生体個人情報」、「学術研究機関等」を定めることとしています。

2は、「個人情報取扱事業者等の義務等」です。(1)は、目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供の規律について、生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における本人同意取得困難性要件の緩和です。(2)は、取得の状況からみて本人の意思に反しないため、本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は、本人同意を不要とするものです。(3)は、特定生体個人情報について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和する等の措置を講じるものです。(4)は、漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和するものです。(5)は、いわゆるオプトアウト制度について、提供先の身元及び利用目的等の確認を義務化するものです。(6)は、統計作成等を目的とする場合の特例として、一定の事項の公表を条件として本人同意を不要するとともに、目的外利用や第三者提供を禁止するものです。(7)は、委託を受けた個人情報取扱事業者等に係る規律として、取扱いを委託された個人情報を、当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならないものとする規律等を整備するものです。(8)は、連絡可能個人関連情報について、不正取得・不適正利用を禁止するものです。(9)は、16歳未満の者の個人情報等に係る規律として、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設けます。

3は、「行政機関等の義務等」です。こちらは1月の方針でもお示ししたとおり、個人情報取扱事業者等に係る規律の改正の趣旨が妥当するものについて、その趣旨に即して整備を行うものです。まず、(1)として、漏えい等発生時の本人通知について、(2)として、統計作成等を目的とする場合の特例について、(3)として、個人情報の取扱いの委託に係る規律について、(4)として、16歳未満の者の個人情報等に係る規律について、そして、(5)として、連絡可能個人関連情報等の不適正な取扱いの禁止について、それぞれ所要の改正を行います。

4は、「個人情報取扱事業者等の監督」についてです。(1)として、勧告及び措置命令について要件や内容を見直すとともに、(2)として、取扱関係役務提供者等に対する要請の規定を設けます。(3)として、課徴金対象行為をした場合において、その対価として金銭等を得たときは、個人情報保護委員会は、当該個人情報取扱事業者に対し、課徴金を納付することを命じなければならない等、課徴金納付命令に関する規定を設けます。(4)として、公示送達のデジタル化に係る規律を整備します。

5として、「罰則」について、個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則等において、加害目的の提供行為を処罰対象とし、法定刑の引上げを行うとともに、詐欺行為等により個人情報を不正に取得する行為に対する罰則を設けます。

これらのほか、所要の規定の整備を行います。

今回の法律案では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律についても、併せて改正することとしています。改正内容はそれぞれ第2、第3に記載のとおりです。

第4として、附則において、施行期日について、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内にて政令で定める日から施行するとともに、所要の経過措置等について定めることとしています。

今後ですが、本日、本改正案についてお認めいただけましたら、閣議請議に向けて関係者との調整や与党審査等の所要のプロセスを進めてまいりたいと考えております。その過程において、法律案の記載ぶり等について変更が生じることを申し添えます。

また、閣議に付される最終の法律案については、整い次第、改めて文書決裁等、委員会内における手続を行いたいと考えております。このため、本日の資料については非公表とした上で、本法律案が国会に提出された後に、閣議決定された最終の法律案等を当委員会のホームページに掲載したいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見はいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、私から一言、総括としてお話しさせていただきたいと思っております。

今般の個人情報保護法の3年ごと見直しについては、令和5年11月から約2年半の時間をかけ、法律で要請されているとおり、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況並びに現行法の施行状況等についての実態把握を行いました。

また、委員会の場や、事務局により、多様なステークホルダーからのヒアリングや対話を重ね、丁寧に検討を進めてまいりました。

さらに、内閣官房デジタル行財政改革会議において検討中のデータ利活用制度の在り方に関する基本方針に基づく制度整備とも整合したものとなるように調整いただきました。

これらの検討を通じ、1月9日の「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」に基づき、事務局から説明のあった四つの柱により、全体としてバランスのとれた改正法案ができたのではないかと思います。

これまでの様々な議論に御参加いただき、貴重な御意見をいただいた有識者・経済団体・消費者団体を含め、多くのステークホルダーの皆様のご協力を得て、今回このような法案の形で取りまとめられたことについて、感謝申し上げます。

今後、閣議請議に至るまで、与党プロセス等、引き続き調整を進めることになるかと思っております。事務局においては、遺漏なきよう進めていただくようお願いいたします。

今回御提案したこの法案に基づく制度が、個人の権利利益の適切な保護を図るとともに、国民からの信頼に基づく適正なデータ利活用を推進していくものとなっていくように、今後も様々な形で官民連携を推進し、多様なステークホルダーの皆様と丁寧な対話を進めてまいりたいと思います。

それでは、本法律案について、必要な手続を取り進めることとしてよろしいでしょうか。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

事務局においては、法律案の今国会への提出に向けて、所要の手続を進めてください。また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

議事録及び議事概要については、先ほどの事務局からの説明のとおり、閣議決定前の段階であることから、閣議決定後に公表することとし、また、資料については、別途法案関係資料を公表することとしてよろしいでしょうか。

では、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「認定個人情報保護団体の認定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは皆様、お手元の資料2を御覧ください。今回、認定個人情報保護団体の認定に係る申請がございましたので、申請内容と事務局における審査結果について御説明します。

まず、3段落目のところで、本年4月1日付けで、認定個人情報保護団体である一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会の2法人が吸収合併することになり、当該法人は既に当委員会に提出した届出のとおり、認定業務を3月31日に廃止予定です。

1段落目にお戻りください。今回、当該2法人の業務等を引き継ぐ予定の吸収合併先である、一般社団法人資産運用業協会設立準備法人から、本年3月2日に、認定に係る申請がありました。なお、同法人は、4月1日から認定団体業務を開始するため、認定の希望日は4月1日付けとのことです。また、同日付けで、名称を一般社団法人資産運用業協会に変更するとのことです。

それでは、認定に当たって必要な審査について、御説明します。認定の可否に当たっては、申請団体からの申請内容について、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」における「（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続」に基づき、事務局において審査を行いました。

それでは、お手元の別添1を御覧ください。認定の申請においては、政令第14条第1項に規定する申請書及び同条第2項に掲げる添付資料の提出が必要です。提出された書類は、表の右側の欄に記載されています。審査の結果、問題がないことが確認されました。

なお、表中に（案）とある一般社団法人資産運用業協会の書類については、総会等で決議の上、4月1日付けで施行予定と聞いております。

それでは、別添2を御覧ください。認定の可否については、法第49条各号の適合性を、

ガイドラインに定める基準に従って審査しました。認定団体については、個人情報保護法で定める苦情処理や情報提供、対象事業者が団体の個人情報保護指針を遵守しているかといった指導等の業務を行うことを求めており、当該業務を実施できるかという観点等で、法第49条第1号では、業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること、同条第2号では、業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであることと規定されており、表の右側の欄の「事由」に記載があるとおり、各種規程等で確認できました。同条第3号では、認定団体業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって法第47条第1項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであることと規定されており、申請団体は吸収合併前の2法人と同様に、金融庁の所管の金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会としての金融業の自主規制機関業務を併せて行う予定ですが、当該業務を併せて行っても不公正になるおそれがないことが確認できました。

また、法第48条に規定する欠格事由について、該当する事由はありませんでした。

以上のことから、事務局において審査の結果、法第49条各号のいずれにも適合することが確認できました。

なお、参考までに、認定団体として認定した場合には、法の定めにより、別添3のとおり、認定通知文書により通知を行い、別添4のとおり、登録免許税法の規定に基づいて課される登録免許税の納付通知を発出します。

御説明は以上です。よろしく申し上げます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見を願いたいと思います。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり4月1日付けで一般社団法人資産運用業協会設立準備法人を認定個人情報保護団体として認定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定します。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「令和6年度施行状況調査（令和7年度実施）の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、令和6年度における行政機関等の個人情報保護法の施行の状況について御説明いたします。

資料3-1の1ページのとおり、今年度の調査対象は国の行政機関が51機関、独立行政法人等が190法人、地方公共団体の機関が3,275団体、地方独立行政法人が165団体でございました。調査期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの状況について、令和7年3月31日現在で調査しております。令和5年度から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に対し個人情報保護法が適用されたことを受け、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、今回が2回目の調査になります。

「1 個人情報ファイルの状況」でございますが、個人情報ファイル簿の作成が必要となる個人情報ファイルの数は資料3-1に記載のとおりであり、前回調査から極端に増減しておりません。

2ページは、個人情報ファイルの数のグラフになります。

3ページの「個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供等の状況」ですが、公的規律が適用される行政機関等における目的外利用・提供したファイル数を記載しております。

また、4ページには、国立大学法人や地方公共団体における病院業務、病院事業を行う地方独立行政法人等、民間規律が適用される団体等の目的外利用や第三者提供した個人情報ファイルの数を記載しております。いずれにおいても個別の法令に基づく利用・提供が最も多い結果となりました。

5ページの「2 開示、訂正又は利用停止請求の状況」ですが、令和6年度の請求件数は資料に記載のとおりです。

つぎに、6ページに、請求に対する開示決定等の状況を記載しております。開示決定のうち不開示の割合等について、前年度と比較して大きな変化はございませんでした。

また、開示決定等に対する審査請求の件数や訴訟の件数については、7ページに記載のとおりでございます。

7ページの下段、「3 安全管理措置の運用状況」の「(1) 安全管理措置に係る規定の整備状況」についてですが、事務対応ガイド等に記載されている安全管理措置に関する規定があるかを調査しております。例えば、公的規律が適用される行政機関等であれば、責任者を定める規定があるか、情報システム室への侵入防止に係る規定があるか等の整備状況を確認しており、行政機関及び独立行政法人等については、主に必要な規定が定められていました。

8ページの「イ 地方公共団体の機関の状況」についてですが、外的環境の把握を除く調査項目のいずれかについて未整備項目がある団体の割合が22.6%となり、取組は進展したものの、引き続き、人員やノウハウ不足等を理由として、一部の規定を定めていない団体も見られました。なお、この22.6%は規定を全く定めていない団体の割合ではなく、調査した項目のうち一つでも規定を整備していない項目があると回答した団体の割合となっております。

また、前年度調査において、一部の項目に係る規定を整備していないと回答した団体は43.4%ございましたが、この中に情報セキュリティポリシー等に同様の規定がある団体が

見られたことから、今年度調査から、より正確な実態把握のため、選択肢を細分化しております。

これらの結果を踏まえた対応については、後ほど御説明いたします。

つづきまして、地方独立行政法人については、外的環境の把握を除く調査項目のいずれかについて未整備項目がある団体の割合が21.2%となっており、設置団体の規定により対応すること等を理由として、一部の規定を定めていない法人も見られました。

8ページの中段及び9ページの上段、「(2) 監査・点検の状況」を記載しております。行政機関及び独立行政法人等と比較して、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の未実施割合が高くなっておりませんが、これらの団体については、監査計画の策定中であることや人員の不足、具体的な実施内容が整理されていなかったこと等を理由として、監査及び自己点検が未実施の団体を確認されました。

9ページの「(3) 個人情報ファイル簿の作成・公表の状況」でございますが、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報ファイル簿の公表状況を確認いたしましたところ、個人情報ファイル簿を公表していなかった割合は、それぞれ前年度の約10%から約5%となり、改善が認められました。

これらの結果を踏まえた今後の対応として、9ページの「4 今後の対応」を記載しております。

まず、「(1) 一部の項目に係る規定の不備等についての対応」のとおり、規定整備及び監査・自己点検の実施について注意喚起するとともに、それぞれ【規定未整備に係る対応】と【監査・自己点検未実施に係る対応】に記載した内容を実施したいと考えております。

まず、【規定未整備に係る対応】について、当委員会において作成した規定のひな型であります「地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等」の活用を促すなど、適切に規定が整備されるよう注意喚起を行うこととしたいと考えております。

また、【監査・自己点検未実施に係る対応】ですが、依然として具体的な実施方法が整備されていないことから未実施となっているとの回答も認められました。このため、当委員会のホームページで公表しております「地方公共団体等における監査のためのチェックリスト」を活用して、適切に監査・自己点検を実施するよう、注意喚起を行うこととしたいと考えております。

「(2) 個人情報ファイル簿未公表に係る対応」ですが、一部の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人において、個人情報ファイル簿が調査日時点において未公表となっていることが確認されましたが、これらの団体は、先ほども御説明いたしましたとおり、前年度と比較しおおむね半減したところでございます。引き続き未公表の団体に対しましては、個別に働きかけを行い、公表を促すこととしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について御質問、御

意見をお願いいたします。

清水委員。

○清水委員 御説明ありがとうございました。

資料3-1、9ページに示していただいておりますように、地方公共団体及び地方独立行政法人における規定の未整備及び監査・自己点検未実施のそれぞれの割合は、前年度と単純比較はできないものの、改善度合いがはかばかしくないということがうかがえます。既に当委員会では対応のためのツールを用意しておりますので、御提案のように、未実施団体に対して注意喚起を行い、それらの利用を促進していただき、改善状況を是非フォローアップしていただきたいと思います。

それから、個人情報ファイル簿の作成・公表につきましては、一部事務組合、広域連合において未実施割合が高いということでございます。これらの団体ではマンパワーに限りがあるということのようでありますけれども、法律上求められている事項でありますので、御提案のように、個別対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

○手塚委員長 ほかにございますでしょうか。

藤井委員。

○藤井委員 御説明ありがとうございます。

同じページのところなのですけれども、行政機関において監査もやっていない、自己点検もやっていないというのは、同一の機関なのでしょうか。ちょっと信じられないと言いますか、法に定められたものを行政機関がやっていないというのはどうなのかと思うのですけれども。

○事務局 御質問ありがとうございます。

御指摘のあった点につきましては、こども家庭庁など新設の機関において、体制が整っていないということで結果が返ってきているところでございます。したがって、来年度以降、体制が整い、実施され、改善されるのではないかと考えております。

一方で、今年度におきましても新設の団体がありますので、その辺りはよくフォローアップをしてまいりたいと思っております。

○藤井委員 ありがとうございます。

○手塚委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

事務局においては所要の進め方を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「令和8年度の実地調査及び立入検査計画について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 令和8年度の実地調査及び立入検査計画について御説明いたします。基本的な内容は、令和7年度の計画を踏襲したものとなっております。

「1. 個人情報の保護に関する法律に基づく実地調査及び立入検査」の「(1) 実地調査及び立入検査実施方針」の一つ目の丸のとおり、行政機関、独立行政法人等に対しては、個人情報の保有状況を踏まえ、個人情報保護法に基づき、計画的な実地調査を実施したいと考えております。

「2. マイナンバー法に基づく立入検査」の「(1) 立入検査実施方針」ですが、一つ目の丸のとおり、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体情報システム機構に対しては、マイナンバー法等に基づき定期的な立入検査を実施したいと考えております。立入検査の実施に当たっては、これまで立入検査で把握した各機関の個人情報の管理状況、各機関の規模、特定個人情報の取扱量及び漏えい等事案の有無などを踏まえ、立入検査を行いたいと考えております。

つぎに、地方公共団体等に対しては、個人情報の保護に関する法律に基づく実地調査及び立入検査、マイナンバー法に基づく立入検査をともに、二つ目の丸のとおり、過去の漏えい等事案の有無やその規模等、過去の実地調査や立入検査の結果、定期的な報告の結果、個人情報保護法に基づく実地調査とマイナンバー法に基づく立入検査との一体性や実地訪問の効率性、地域バランス等も加味して選定し、個人情報保護法及びマイナンバー法に基づく計画的な実地調査及び立入検査を実施したいと考えております。

また、令和6年度から地方公共団体等を対象に施行状況調査を実施していることから、その結果も踏まえ実地調査先を選定するため、その旨も記載しております。

なお、三つ目の丸のとおり、計画的な実地調査及び立入検査は、個人情報保護法に基づく実地調査とマイナンバー法に基づく立入検査とを一体的に行うことにより、効率的かつ効果的に実施したいと考えております。

また、四つ目の丸のとおり、計画的な実地調査や立入検査のほか、漏えい等事案の報告、個人情報保護法に関する総合的な案内所に寄せられている情報などを踏まえ、必要に応じ、随時に実地調査及び立入検査を実施したいと考えております。

実施予定数ですが、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等への個人情報の保護に関する法律に基づく実地調査及び立入検査並びに行政機関等や地方公共団体等へのマイナンバー法に基づく立入検査は、それぞれ約50件を予定しております。

なお、本計画は漏えい等事案の発生、その他の状況により変更することがございます。

事務局からの説明は以上となります。

○手塚委員長 ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見をお

願いたします。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います
が、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題
の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。